






相続預金等のお支払い（名義変更）までの流れ

当金庫のお客さまのご預金等を相続する場合に、当金庫事務統括部（相続担当者）とお客さまとの間で行う手続きの流れについてご案内いたします。営業店でのご手続きを希望された場合は、手続きの流れが異なる場合がございます。

なお、融資や貸金庫等のお取引がある場合は、別途のお手続きが必要となります。

お手続きには日数がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

1	死亡のご連絡	<ul style="list-style-type: none">● 当金庫事務統括部（Tel.0749-35-1120）もしくはお取引店にご連絡ください。● 亡くなられた方の口座は、相続手続きが完了するまで、入出金等（口座振替含む）のお取扱いができなくなります。
		
2	必要書類のご案内	<ul style="list-style-type: none">● 必要書類をご案内いたします。● 別途資料「ご相続手続きの流れ」より、ケース別に必要書類をご確認いただけます。
		
3	必要書類のご提出	<ul style="list-style-type: none">● 相続人や受益者またはその受任者であることが確認できる書類をご用意ください。● 相続人代表者様のご本人が確認できる書類の写しを同封ください。● 謄本や印鑑証明書は原本をご提出ください。● 当金庫事務統括部（彦根市小泉町 34-1）にご郵送もしくはお取引店にご提出ください。
		
4	手続き書類のご送付	<ul style="list-style-type: none">● ご提出頂いた必要書類を確認後、当庫所定の手続き書類をご郵送いたします。
		
5	手続き書類のご提出	<ul style="list-style-type: none">● 手続き書類に、ご署名・捺印のうえ、本部宛郵送もしくは取引店にご提出ください。● 通帳・証書・キャッシュカード等も同封ください。● お支払いの場合、原則指定口座への振込となります。
		
6	支払・名義変更	<ul style="list-style-type: none">● ご預金等の支払・名義変更手続きを致します。● 手続き完了後に、計算書・通帳等をご郵送させていただきます。

- ◆ 本人確認書類について、運転免許書（裏・表面）、マイナンバーカード（表面）等ご本人が確認できる書類のコピーをご用意ください。
- ◆ 相続代表者様の印鑑証明書は原本を頂戴しています。原本還付（資料の返却）が必要な場合はお申し出ください。
- ◆ 謄本・代表者様以外の印鑑証明書は、確認後原本を返却させていただきます。